

京都大学における全学の図書館機能に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (機構長) 第5条 機構に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の専任教授のうちから第7条に定める京都大学図書館協議会の議に基づき、総長が任命する。 3 機構長は附属図書館長を兼ねる。 4 機構長の任期は、3年とし、再任を妨げない。</p> <p>5 機構長は、機構の所務を掌理する。 (副機構長) 第6条 機構に、副機構長を置く。 2 副機構長は、本学の専任教授のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。 3 副機構長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。 4 (略) (図書館協議会) 第7条 機構に、次の各号に掲げる事項について審議するため、京都大学図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (1) } (略) (2) } (3) } (4) }</p> <p>2 前項に規定するもののほか、協議会は、機構長候補者の選考に関する事項を審議する。 (中略)</p> <p>(その他) 第14条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。 (機構に関する事務) 第15条 機構に関する事務は、附属図書館事務部において行う。 (内部組織に関する委任) 第16条 この規程に定めるもののほか、機構の内部組織については、機構長が定める。 (雑則) 第17条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、協議会の議を経て機構長が定める。</p>	<p>(機構長) 第5条 機構に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の専任教授のうちから第14条に定める京都大学図書館機構長候補者推薦委員会が推薦する候補者の中から、総長が指名する。 3 (同左) 4 機構長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。 5 機構長は再任されることがある。 6 (同左) (副機構長) 第6条 機構に、副機構長を置く。 2 副機構長は、本学の専任教授のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。 3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。 4 (図書館協議会) 第7条 } (同左) (1) } (2) } (3) } (4) }</p> <p>(図書館機構長候補者推薦委員会) 第14条 機構に、機構長の候補者を選出し、総長に推薦するため、京都大学図書館機構長候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 前項により推薦する候補者の数は、3名を標準とする。 第15条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 2名 (2) 図書館協議員 3名 2 前項2号の委員は、機構長が委嘱する。 3 前項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。 (その他) 第16条 } (同左) (機構に関する事務) 第17条 } (内部組織に関する委任) 第18条 } (雑則) 第19条 }</p> <p>附則 1 この規程は、平成22年12月21日から施行する。 2 この規程施行の際現に機構長又は副機構長の職にある者は、この規程により総長が委嘱した者とみなし、平成23年3月31日まで引き続きその職にあるものとする。</p>